

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

藤沢市長 鈴木 恒夫

市町村名 (市町村コード)	藤沢市 (14205)	
地域名 (地域内農業集落名)	六会地区(西俣野) ( 西俣野 )	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年1月17日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

高齢化や担い手不足の深刻化に伴い、遊休農地が増加し、周辺農地に影響が出ている。また、遊休農地を農地として活用しきれていない現状もあり、地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が必要である。特に水田は農業だけでは十分な所得が得られていないなどの課題があり、後継者が担い手となるには厳しい現状である。俣野堰に経年劣化もみられることから、今後、堰の改修も課題となる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・農作物の販売価格を生産者が決められるように買い手に働きかけ、価格の安定化を目指す。
- ・区画整備・農地の集約（水田の集約・水田を畑に転換）。
- ・多目的利用できる農地整備。
- ・農地転用に係る規制緩和や相続税に係る法律の見直しを求めていく。
- ・離農者と就農者を繋いだり、生産者間で農機のレンタルができるような、常時アップデートされている情報の閲覧システムの構築。
- ・田は主食用米だけでなく、飼料のイネやトウモロコシなど必要に応じて作物を変換していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	50 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	50 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農業振興地域内の農用地区域(農振農用地)を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
認定農業者や新規就農者を中心に、担い手への農地集積を段階的に進める。また、自己所有農地については、後継者が引き継ぎやすいよう、農地の環境整備を進める必要がある。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を積極的に活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
農道・用排水路等の改修・整備や、水田・畑・ハウスの団地化等により、農業生産効率の向上を図ることで、新規就農者等の次代の担い手が営農しやすい環境を整備していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集する。また、地域の営農継続のために、認定農業者や営農意欲の高い新規就農者を育成し、地域を担う担い手として育てる。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
支援サービスの活用も検討に入れながら、農作業の効率化を図る。農業協同組合の農機リース事業の手続き簡素化を含め活用しやすい体制を整備する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--